

介護老人保健施設能見台パートリア施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団 孝和会が開設する介護老人保健施設能見台パートリア(以下「当施設」という。)が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイダンスに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設能見台パートリア |
| (2) 開設年月日 | 平成12年9月1日 |
| (3) 所在地 | 神奈川県横浜市金沢区能見台東10番1号 |
| (4) 電話番号 | 045-790-5733 FAX 番号045-790-5737 |
| (5) 管理者名 | 柳澤 和裕 |
| (6) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設(1450880013号) |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、つぎのとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|---------|----|
| (1) 管理者 | 1人 |
|---------|----|

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (2) 医師 | 1.5人以上 |
| (3) 薬剤師 | 0.5人以上 |
| (4) 看護職員 | 15.0人以上 |
| (5) 介護職員 | 37.0人以上 |
| (6) 支援相談員 | 1.5人以上 |
| (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1.5人以上 |
| (8) 栄養士又は管理栄養士 | |
| 管理栄養士 | 1.0人以上 |
| (9) 介護支援専門員 | 2.0人以上 |
| (10) 事務員等その他従業者 | 適切な人数 |
| | (リハビリ助手、介護助手、運転手兼営繕担当) |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員は、上司の命を受け総務、経理及び一般事務に従事する。
- (11) リハビリ助手は、上司の命を受け、リハビリテーション助手の業務に従事する。
- (12) 介護助手は、上司の命を受け、居室環境整備や備品補充、シーツ交換等の作業を行う。
- (13) 運転手兼営繕担当は、上司の命を受け、利用者の外来受診、緊急時の送迎等及び施設内営繕作業を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、150人(指定介護予防短期入所療養介護、指定短期入所療養介護を含む)とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、「横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年12月、横浜市条例71号。以下「施設基準」という)第17条に基づき、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画によって提供される。

- 2 介護保健施設サービスの取扱いについては、「施設基準」第16条の取扱方針による。
- 3 「施設基準」第18条から第24条に基づき、次のサービスを提供する。

- (1) 医師の診療及び必要な医療の提供が困難な場合等の措置
 - (2) 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法等のリハビリテーションの実施
 - (3) 看護及び医学的管理下における介護
 - ① 1週間に2回以上、適切な方法による入浴又は清拭
 - ② 適切な方法による、排泄の自立について必要な援助
 - ③ おむつの適切な取替え
 - ④ 褥瘡が発生しないよう適切な介護と予防
 - ⑤ 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
 - ⑥ 栄養並びに身体状況、病状、及び嗜好を考慮した食事を極力食堂で摂取するよう努める。
 - ・ 食事時間 朝食 午前8時から
 - 昼食 午後0時から
 - 夕食 午後6時から
 - ⑦ 利用者又はその家族に対する相談、必要な助言及び援助
 - ⑧ レクリエーション行事の実施及び利用者と家族の交流の機会の確保
- 4 その他「施設基準」に掲げる利用者及び入所申込者に対する援助その他の業務

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用・おやつ代、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別表の2.(食費・居住費)をご覧ください。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第11条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずることとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底すること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催すること。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(介護保険等関連情報の活用)

第12条 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

る。

(栄養管理)

第13条 当施設は、利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこととする。

(口腔衛生の管理)

第14条 当施設は、利用者の口腔の健康の維持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこととする。

(褥瘡対策等)

第15条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第16条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第13条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

- ・ 面会 …… 平日 午前10時～午後7時
土曜・日曜・祝日 午前10時～午後6時
- ・ 消灯時間 …… 午後9時、TVは午後10時までとします。
- ・ 外出・外泊 …… 1週間前までに外出・外泊届けを提出のこと。
なお、外泊は外出の初日及び最終日を除き、1ヶ月6日を限度とする。
- ・ 飲酒・喫煙 …… 飲酒は、施設で提供する場合を除き厳禁とします。
煙草は禁煙とさせていただきます。
- ・ 火気の取扱い …… 禁止しています。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み …… 所持品には全て名前を記入していただき、持ち込み時には物品管理表に記載していただきます。
なお、電化製品の無断持ち込みはご遠慮下さい。
- ・ 金銭・貴重品の管理 …… お預かりしておりません。持ち込まれる場合は、利用者の自己管理とし、当施設では責任を負いません。
- ・ 外泊時等の施設外での受診 …… 当施設には、医師が配置されていますので、比較的安定している病状に対する医療については、概ね施設で対応が可能です。
施設外受診を希望される場合は、必ず施設の医師の許可を得た上、診療状況に関する情報提供書(紹介状)を持参して下さい。
なお、外出、外泊時において緊急事態が発生し、やむなく施設外受診する場合も、必ず施設へ連絡して下さい。
- ・ ペットの持ち込み …… 禁止します。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。

(業務継続計画の策定等)

第17条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提

供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずることとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うこととする。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第18条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)…… 年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 非常災害用設備の使用法の徹底 …… 随時
- (7) 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとする。その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第19条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこととする。
- 3 前各項の適切な実施のため、担当者を置く。
- 4 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - ・ 協力医療機関
 - ・ 名称 金沢文庫病院
 - ・ 住所 横浜市金沢区釜利谷東 2-6-22
 - ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名称 エムズ歯科クリニック 磯子
 - ・ 住所 横浜市磯子区中原 3-5-22

(職員の服務規律)

第20条職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第21条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとする。その際、当施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講するために必要な措置を講じることとする。

2 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行なわれる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることとする。

(職員の勤務条件)

第22条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団孝和会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第23条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第24条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士及び調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(協力医療機関等)

第25条 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておくものとする。

① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談体制を確保していること。

② 当施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

③ 入所者の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 当施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を横浜市へ届ける。

3 当施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努める。

- 4 当施設は、当施設が定めた協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 5 当施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当施設に速やかに入所させることができるよう努める。

(掲示)

第26条、当施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

- 2 当施設は、重要事項を記載した書面を当施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることとする。
- 3 当施設は、前二項の外、重要事項を当施設のホームページに掲載する。

(生産性向上等委員会の設置)

第27条 当施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催することとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第28条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(要望及び苦情相談窓口)

第29条 苦情は、施設に申し出る他、次の窓口でも受け付ける。

- ・ 金沢区役所 高齢・障害支援課介護保険担当
電話 045-788-7868 FAX 045-786-8872
- ・ 横浜市健康福祉局高齢施設課
電話 045-671-3923 FAX 045-641-6408
- ・ 横浜市福祉調整委員会事務局（健康福祉局相談調整課）
電話 045-671-4045 FAX 045-681-5457
- ・ 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課
電話 045-329-3447 FAX 0570-033-110

(その他運営に関する重要事項)

第30条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示、又は施設内に備え付け、これをいつでも関係者に閲覧させるものとする。
- 3 介護保健施設サービスに関連する条令及び通知並びに本規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人社団孝和会介護老人保健施設能見台パトリアの理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成18年7月1日から施行する。

この運営規程は、平成20年8月1日から施行する。

この運営規程は、平成21年4月1日から施行する。
この運営規程は、平成23年4月1日から施行する。
この運営規程は、平成24年7月1日から施行する。
この運営規程は、平成26年4月1日から施行する。
この運営規定は、平成26年7月29日から施行する。
この運営規定は、平成26年8月18日から施行する。
この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。
この運営規程は、平成27年8月1日から施行する。
この運営規程は、平成29年7月1日から施行する。
この運営規程は、平成30年4月1日から施行する。
この運営規程は、令和元年10月1日から施行する。
この運営規程は、令和2年10月1日から施行する。
この運営規程は、令和3年9月1日から施行する。
この運営規程は、令和6年4月1日から施行する。